

○国土交通省告示第千三百九十三号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）第十三条の規定に基づき、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを次のように定める。

平成二十四年十二月四日

国土交通大臣 羽田雄一郎

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第十三条に規定する低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる施設又は設備を設ける部分の床面積の合計とする。

- 一 太陽熱集熱設備
- 二 太陽光発電設備
- 三 燃料電池設備
- 四 コージェネレーション設備
- 五 地域熱供給設備
- 六 ヒートポンプ式熱源装置と併せて設ける蓄熱設備
- 七 蓄電池（床に据え付けるものであって、再生利用可能エネルギー発電設備と連系するものに限

る。）

八 雨水、井戸水又は雑排水の利用設備

附 則

この告示は、平成二十四年十二月四日から施行する。